

## 解説

この資料集はわが国の公共職業訓練がどのような社会的背景の下に、如何なる政策意図をもって、どのように制度化され実施されたかに関連する資料を蒐集・整理したものであり、時期的には大正六年以降昭和一二年迄のものである。勿論、この時期に職業訓練と云う用語が一般に使用されていたわけではない。その一般的・慣用的用語は授産、職業輔導、講習、再教育等であったが、しかしここではこれ等用語を職業訓練と同義語に捉え、特に国又は地方公共団体の設置・維持するものを公共職業訓練と捉えている。

この資料集に採録した各資料は行政組織編、法令編、通牒・決議編、審議会答申・決議編、ILO条約・勧告編、統計編の六部のいづれかに分類整理したが、しかしこの分類は編集の便宜に基づくものである。従って、統計編及びILO条約・勧告編の各資料が審議会答申・決議編の各資料に影響を与え、更にこの答申・決議編の各資料が行政組織編、法令編、通牒・決議編の各資料に連動したものであることは云うまでもない。しかし以下の解説では、各資料の相互影響関係の考察は読者各位の判断に委ね、各部の資料の客観的叙述にとどめたい。

なお、本資料集の編集に当つて各種の研究者及び研究機関から、貴重な資料の提供を頂いたことを記しておかなければならない。特に創価大学教授藤本喜八氏からは貴重な資料の借用を、又国立国会図書館、国立公文書館、労働省図書館、労働科学研究所図書館、日

本社会事業大学図書館、一橋大学図書館、北海道大学図書館、ILO東京支局図書室には資料の閲覧・文献複写に様々な便宜を頂いた。しかしこのような援助を頂いたにもかかわらず、本資料集はわれわれの力量不足のために、きわめて不完全なものになってしまったようと思う。掲載資料の中には明らかにわれわれの事実誤認に基づくもの、あるいは重要な資料の欠落があることと思う。これ等は読者各位の御指摘を受け、より完全な資料集にしたいと念じていている。

### 第一部 行政組織編

中央行政レベルにおける公共職業訓練にかかる行政機関の本格的な設置は、大正六年八月の「内務省官制中改正」（資料番号一一〇。以下、番号のみ記す。）及び「内務省分課規程中改正」（一一二）による内務省地方局における救護課の新設に始まる（云つても過言ではない）。この地方局救護課は賑恤救濟・軍事救護等に関する事務を所掌し、文言上では公共職業訓練を所掌することの明文規定はなかつたが、しかしこの救護課の組織拡充過程において、公共職業訓練の行政組織が整備されたのである。即ち、同課は大正八年一二月の「内務省分課規程中改正」（一一四）によって社会課に改称され、この社会課は第一次世界大戦後の社会関係行政事務の膨張に伴い、大正九年八月の「内務省官制中改正」（一一五）によって第一課・第二課の二課制をとる内務省社会局に拡大したのである。そしてこの組織拡大において、社会局第一課はこれまでの賑恤救濟・軍事救護のほかに、新たに失業救済及び防止の事務をも所掌することになった。その後、内務省社会局が大正一一年一月の「内務省官制中改正」（一一七）及び「社会局官制」（一一八）によって二

部七課制の社会局（外局）に組織拡充するとともに、これまでの内務省社会局第一課は社会局第二部第一課に改組されたのである。この改組（一一九）により、この第一課は「罹災救済・窮民救助のほか、「職業紹介・授産事業其ノ他失業ノ救済及防止ニ関スル事項」（社会局分課規程第七条第三号）を所掌することになり、第二部第一課は文言上においても公共職業訓練の関係行政機関となつたのである。

その後、社会局は「社会局官制中改正」（一一二二、一一三四、一一二六、一一三〇、一一三四、一一三六、一一四八、一一五一、一一五二）及び「社会局分課規程中改正」（一一一、一一六、一一七、一一一〇、一一二五、一一二七、一一五五）によって組織再編をみたが、このうち、公共職業訓練行政機関にかかる重要な改編は、次の通りである。即ち、（一）大正一二年六月の「社会局分課規程中改正」（一一一）によって第二部職業課の新設、（二）この

第二部職業課が大正一五年四月の「社会局官制中改正」（一一二四）によって労働部職業課に再編、（三）昭和一二年一〇月の勅令（一一五四）によって社会局に臨時軍事援護部の新設（一一五五）をみたことである。この他、大正一二年三月の「職業紹介事務局官制」（一一〇）によって設置されることになった中央及び地方職業紹介事務局も、公共職業訓練行政機関として重要な役割を果している。地方職業紹介事務局は当初、東京・大阪にのみ設置をみたが、しかしその後の行政事務の拡大に伴い、官制改正（一一二三、一一二九、一一四一、一一四三）によって、全国六ブロックに各一箇所の設置をみたのである。

以上のような行政機関のほか、公共職業訓練の政策形成に密接な関連をもつた各種審議会が、官制あるいは閣議決定によって設置さ

れている。即ち、救済事業調査会（一一三）、社会事業調査会（一六）、職業紹介委員会（一一一三、一一五〇）、帝国経済會議（一一一四）、人口食糧問題調査会（一一三一、一一三八）、経済審議会（一一三三、一一三九）、社会政策審議会（一一三五）、事業調節委員会（一一三七）、失業防止委員会（一一四〇、一一四四）、失業対策委員会（一一四四）等である。これ等各種審議会は公共職業訓練に関し、様々な答申・建議・決議を出しているが、それについては第四部において言及したい。なお、この時期の公共職業訓練の政策形成においては、商工省（一一二一）及び企画院（一一五三）の役割も無視できないものであった。特に前者による一連の政策（一一三二、一一四二）はきわめて興味深いものであった。

## 第二部 法令編

わが国における公共職業訓練の制度化は、窮民あるいは失業労働者に職業を紹介することとの関連で具体化していく。つまり、国又は地方公共団体が窮民あるいは失業労働者に職業を紹介すること、換言すれば、「生きること」・「働くこと」を保障する過程において、好むと好まざるとにかかわらず、教育あるいは職業訓練の保障を避けることができなかつたのである。この意味において、大正一〇年四月の「職業紹介法」（一一一）、同年六月の「職業紹介法施行令」（一一三）・「職業紹介法施行規則」（一一四）、更には大正一一年四月の「船員職業紹介法」（一一六）の公布は、特に注目すべき法令であった。即ち、これ等法令によって市町村立職業紹介所が制度化されるとともに、この公共職業紹介所が労働能力を有する窮民及び失業労働者に職業紹介所の附帯事業として、職業訓練を

実施する体制をとることになったからである。

このような公共職業紹介制度は大正一〇年七月に一部施行（二一、二一五）され、大正一三年三月の中央及び地方職業紹介事務局の設置（一一二三を参照）及び「職業紹介事務局処務規程」（二一九）の公布とともに、大正一三年四月一日以降全面施行となつた（二一七）。その後、公共職業紹介制度の関係法令はわが国労働事情の変化に則応して一連の改正（二一八、二一〇、二一一、二一三、二一二五、二一二七）をみたが、このうち特に重要な改正は昭和一一年五月の「職業紹介法中改正」（二一三〇）、同年八月の「職業紹介法施行令中改正」（二一三一）及び「職業紹介法施行規則改正」（二一三二）である。即ち、これ等の改正によつて、（一）公共職業紹介所の設置主体は道府県にまで拡大し、（二）中央及び地方職業紹介事務局の廃止に伴い、職業紹介事業の監督権限は内務大臣及び地方長官に移譲することになったのである。なお、各公共職業紹介所の実施する公共職業訓練の状況は、一定の様式に基づき内務大臣に報告（二一六、二一二一、二一二四、二一二六）することになつてゐた。

ところで、大正一〇年の「職業紹介法」が當利職業紹介事業の全面禁止を規定するものでなかつたため、公共職業紹介及び公共職業訓練の事業拡大は、そのネガティブな側面では當利職業紹介事業の監督・取締の強化を必要とした。このような監督・取締の法制化は利害関係者の反対に当面し、ようやく大正一三年一二月の「労働者募集取締令」（一一一二）及び大正一四年一二月の「當利職業紹介事業取締規則」（一一一四、一一二三）によつて一部実現をみたが、しかしその内実は大正八年一〇月のILOによる「失業ニ闕スル条約」・「失業ニ闕スル勧告」

（第五部参照）の公共職業紹介制度の理想にはほど遠いものであつた。

この他、労働能力の無い窮民救済については昭和四年四月に「救護法」（一一八）及び昭和一二年一月に「方面委員令」（一一三四）が、労働災害による労働者救済については昭和六年四月に「労働者災害扶助法」（一一二二）が、又入営者の職業保障については昭和六年四月に「入営者職業保障法」（一一二三）が公布をみている。

なお、教育訓練内容において公共職業訓練に類似した教育施設として、他省所管の教育施設も注目される。特に文部省所管の青年訓練所（一一五、二一二九）及び青年学校（二一八）、商工省所管の官立工芸指導所（一一七）及び道府県立工業講習所（二一九）等がそれである。

### 第三部 通牒・決議編

それでは第二部で言及した各種法令は、行政当局によつてどのようになつて実施されて行つたのであらうか。それは、（一）公共職業紹介所の増設と職業紹介事業の拡大、（二）公共職業紹介所の附帯事業としての公共職業訓練の実施、（三）窮民及び失業労働者の雇用拡大のための失業救済（応急）事業の創出に分けることができる（三一、三一二、三一三）。まず初めに公共職業紹介事業の拡大についてであるが、それは大正一〇年六月の「職業紹介法施行ニ闕スル件」（三一四）以降の一連の通牒（三一五、三一六、三一七、三一八、三一一、三一二）による公共職業紹介所の増設努力に見ることができる。職業紹介のうち、特に少年、知識階級（小額給料生活者）、除隊兵、製糸女工及出稼者等の職業紹介事業は特段の配慮が行なわれている。即ち、少年職業紹介については大正一四年七月の「少年職業紹介

「ニ関スル件」（三一一七）以降の一連の通牒（三一一八、三一二三、三一二三、三一二九、三一九二、三一九四、三一九六）を、知識階級職業紹介については大正一五年五月の「知識階級失業者職業紹介ニ関スル件」（三一三四）以降の一連の通牒（三一二五、三一二八、三一三二、三一三三、三一四三、三一五八、三一五九）を、除隊兵職業紹介については昭和五年一月の「除隊兵就職斡旋ニ関スル件」（三一五〇）以降の通牒（三一六〇、三一六二）を、製糸女工職業紹介については昭和八年九月の「製糸女工紹介ニ関スル件」（三一七三）通牒を、出稼労働者職業紹介については大正一四年一〇月の「労働者ノ季節的出稼ニ関スル件」（三一二一）以降の通牒（三一七四、三一八八、三一八九、三一九〇）をあげることができる。この他、海外移植民のための職業紹介についても同様な通牒（三一一四、三一二六）をあげることができる。

次に公共職業訓練、より正確に云えば、授産、職業輔導、講習、再教育の実施についてであるが、それは大正一〇年六月の「職業紹介法施行ニ関スル件」（三一四）以降の一連の通牒（三一九、三一〇、三一一七、三一二四、三一二五、三一二八、三一三二、三一三三、三一三四、三一四六、三一四七、三一四八、三一四五、三一五五、三一五六、三一六一）に見ることができる。これ等の失業救済事業は昭和六年九月の満州事変を契機に、昭和七年五月の「失業応急事業ニ関スル件」通牒（三一六三）以降、失業応急事業に改称され、準戦時体制確立のための事業の性格を付与されたことになった（三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八二、三一九二、三一九三、三一九五）。なお、昭和六年一月の「解雇防止ノ為ノ労働時間短縮ニ関スル失業防止委員会ノ決議ニ関スル件」通牒（三一五二）によって、失業救済及び防止のために、労働時間の短縮化もその画期は昭和九年六月の「中央職業紹介委員会答申ノ件」通牒（

三一八一）である。このような視角からの公共職業訓練の実施努力は、その後の一連の通牒（三一八三、三一八四、三一八五、三一八六、三一八七、三一九七、三一九九、三一〇〇）にも見ることができる。これ等の通牒はいずれも、日支事変を契機とする熟練労働力不足への対策（三一一〇一、三一一〇二、三一一〇三、三一一〇四、三一一〇五、三一一〇六、三一一〇七）であった。

最後に、雇傭機会の拡大のための失業救済事業の創出についてであるが、それは大正一二年九月の「関東大震災ニヨル失業対策ノ方針」通牒（三一一五）、及び大正一四年八月の「失業労働者救済ニ関スル内務大臣声明」（三一一九）を契機により積極化したのである。このことはその後の一連の通牒（三一一〇、三一一一、三一二七、三一三〇、三一三一、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四一、三一四二、三一四四、三一五四、三一四六、三一四七、三一四八、三一五一、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一六一）に見ることができる。これ等の失業救済事業は昭和六年九月の満州事変を契機に、昭和七年五月の「失業応急事業ニ関スル件」通牒（三一六三）以降、失業応急事業に改称され、準戦時体制確立のための事業の性格を付与されたことになった（三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八二、三一九二、三一九三、三一九五）。なお、昭和六年一月の「解雇防止ノ為ノ労働時間短縮ニ関スル失業防止委員会ノ決議ニ関スル件」通牒（三一五二）によって、失業救済及び防止のために、労働時間の短縮化も考慮されていたことは注目される。

#### 第四部 審議会答申・決議編

大正七年七月の救済事業調査会による内務大臣宛意見具申（四一）以降、各種の審議会が窮民及び失業労働者の救済に関し、諸方策を答申・建議している。しかしここではこの救済方策のうち、特に公共職業訓練にかかわる方策についてのみ解説しておきたい。

まず最初に中央行政レベルでの答申・建議・決議についてであるが、それは次の通りである。即ち、（一）大正八年三月の救済事業調査会による内務大臣宛答申（四一）・（二）大正一三年六月（四一三）・大正一五年三月（四一六）・昭和二年三月（四一八）・昭和五年五月（四一二二）・昭和七年七月（四一三〇）・昭和九年三月（四一三六）・昭和一〇年一二月（四一四一）の中央職業紹介委員会による内務大臣宛答申、（三）昭和二年六月の社会事業調査会による決議（四一九）、（四）昭和二年一二月（四一一〇）・昭和五年三月（四一二一）の人口食糧問題調査会による内閣総理大臣宛答申、（五）昭和三年一二月の経済審議会による内閣総理大臣宛建議（四一五）、（六）昭和四年九月（四一七）・同年一二月（四一八）の社会政策審議会による内閣総理大臣宛答申、（七）昭和五年七月（四一二三）・同年一二月（四一二四）・昭和六年四月（四一二六）・同年七月（四一二七）の失業防止委員会による決議、（八）昭和八年六月の失業対策委員会による決議（四一三五）である。これ等の答申・建議・決議のうち、昭和二年六月の「失業保護施設ニ関スル体系ニ関スル社会事業調査会の決議」、及び昭和九年三月の中央職業紹介委員会による「職業輔導其ノ他ノ助成的施設ニ関スル具体的方策」の内務大臣宛答申は、公共職業訓練の体系化に関し、最も包括的な制度化構想を提示したものであった。

次に地方レベルでの答申について見れば、それは次の通りである。

即ち、（一）大正一四年六月（四一四）・昭和二年一月（四一七）・昭和三年三月（四一三）・昭和七年一月（四一三一）・昭和九年一二月（四一三九）の東京地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申、（二）大正一五年三月（四一五）・昭和二年一二月（四一一）・昭和五年三月（四一二〇）・昭和六年一一月（四一二九）・昭和九年一〇月（四一三八）の名古屋地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申、（三）昭和三年一月（四一一二）・昭和四年三月（四一一六）・昭和五年三月（四一一九）・昭和六年三月（四一二五）・昭和七年一二月（四一三三）・昭和一〇年一月（四一四〇）の大坂地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申、（五）昭和六年一〇月（四一二八）・昭和一〇年三月（四一四一）の青森地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申、（六）昭和七年一月の岡山地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申（四一三一）・（七）昭和八年一月（四一三四）・昭和九年八月（四一三七）の長野地方職業紹介委員会による内務大臣宛答申である。これ等答申は中央行政レベルの公共職業訓練制度化構想が抽象的・包括的であったのに比し、それぞれの地域事情を反映した具体的・個別的な制度化構想を提示したものであった。

#### 第五部 ILO条約・勧告編

わが国は大正八年六月のILO（International Labour Organization）の発足と同時にこれに加盟し、昭和一三年一二月の脱退までの間、その重要構成メンバーであった。ILOは労働者の権利保障のために、各種の条約・勧告を採択したが、このうち、わが国の公共職業訓練の政策形成に重要な影響を与えたものは、次の

通りである。即ち、〔大正八年一〇月の第一回総会採択「失業ニ関スル  
ル条約」Convention concerning Unemployment (H-1)、  
〕回上第一回総会採択の「失業ニ関スル勧告」Recommendation  
concerning Unemployment (H-11)、〔昭和九年六月  
の第一八回総会採択「失業保険及失業者ノ為ノ各種の扶助ニ関スル  
勧告」Recommendation concerning Unemployment Insurance  
and Various Forms of Relief for the Unemployed (H-11)、  
〔昭和一〇年六月の第一九回総会採択「年少者ノ失業ニ関スル勧告」  
Recommendation concerning Unemployment among Young  
Persons (H-1) である。我が國は大正一一年一一月に「失業  
ニ関スル条約」を批准している。

## 第六部 統計編

公共職業訓練の政策形成及びその実施に大きな影響を与えたと思  
われる関連統計資料として、次のような資料を掲げた。即ち、〔失  
業労働者推移 (H-1)、〔公共職業紹介所関係統計 (H-11)、  
〔營利職業紹介関係統計 (H-11)、〔求職労働者の年令別教育程  
度別内訳 (六一四)、〔公共職業訓練の実施状況 (六一五、六一六)  
である。